

合併市に関する調査

記入月日：平成17年4月26日

基礎情報

| | |
|--------------|-------------------------|
| 都道府県・市名 | 茨城県・かすみがうら市（かすみがうらし） |
| 合併期日 | 平成17年3月28日 |
| 合併形式 | 新設合併 |
| 住所（旧市町村名も記載） | 茨城県かすみがうら市上土田461（旧千代田町） |
| 人口（合併直近の国調） | 45,229人（平成12年国勢調査） |
| 面積 | 118.77km ² |
| 議員定数 | 26人 |
| 関係市町村名 | 霞ヶ浦町、千代田町 |

関係市町村合併直前の状況

| | 市町村名 | 人口（人） | 面積（km ² ） | 議員数（人） | 高齢化比率（%） |
|-------|------|--------|----------------------|--------|----------|
| 関係市町村 | 霞ヶ浦町 | 18,381 | 70.27 | 18 | 24.3 |
| | 千代田町 | 26,992 | 48.5 | 20 | 15.3 |
| 合計 | - | 45,373 | 118.77 | 38 | - |

関係市町村の財政状況

*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成16年度予算

| | 市町村名 | 歳入合計（千円） | 地方税（千円） | | 指定団体等の指定状況 | 財政力指数 |
|-------|------|------------|-----------|-----------|---------------|-------|
| | | | 地方税 | 地方交付税 | | |
| 関係市町村 | 霞ヶ浦町 | 7,054,768 | 1,776,718 | 1,920,000 | 首都、市町村圏、指数表選定 | 0.475 |
| | 千代田町 | 8,649,290 | 2,838,620 | 1,704,457 | 首都、市町村圏、指数表選定 | 0.612 |
| 合計 | - | 15,704,058 | 4,615,338 | 3,624,457 | - | - |

合併の概要

| | | |
|----------------|--|------------------|
| 合併協議会の期日 | 設置年月日：平成15年12月19日 | 解散年月日：平成17年3月27日 |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・名称 霞ヶ浦町・千代田町合併協議会 ・開催回数 15回 ・委員数 21人 ・協定項目 25項目 ・協定書調印 平成16年10月13日 ・議会議決 平成16年10月18日（両町同日） ・県知事申請 平成16年10月28日 ・総務省告示 平成17年1月20日 | |
| 住民発議について | 無 | |
| 市町村建設計画 | 計画の期間：平成17年度～平成26年度 | |
| 基本計画の主要項目 | <p>新市の将来像：「きらきら いきいき ふれあい育む 豊かなめぐみ野」</p> <p>新市建設の基本姿勢：<基本姿勢1>自然と調和した快適なまちづくり <基本姿勢2>健やか・安心・思いやりのまちづくり <基本姿勢3>豊かな学びと創造のまちづくり <基本姿勢4>活力ある産業を育てるまちづくり <基本姿勢5>みんなでつくる連携と協働のまちづくり</p> | |
| 旧市町村庁舎の利活用 | 分庁方式とし、千代田庁舎・霞ヶ浦庁舎として利用 | |
| 電算システムの統合 | 1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択 | 回答 1 |
| 議会の議員の定数に関する特例 | 無 | 有の場合： - 名 |
| 議会の議員の在任に関する特例 | 有 | 有の場合： 1年10ヶ月 |
| 議会の議員の報酬額 | 月額：26.9万円（旧町の報酬額と同額） | |
| 地域審議会の設置について | 無 | |
| 内容 | 特になし | |
| 地方税に関する特例 | 有 | |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・法人市町村民税の均等割：不均一課税を適用 ・国民健康保険税の税率：不均一課税を適用 | |
| 合併特例債発行限度額（億円） | 119億円 | |

その他

| | |
|---------|--|
| 協議された事項 | 主要項目について、簡単な内容を含め 10項目 ご記入ください。（例：庁舎の位置 等） |
| | <ol style="list-style-type: none"> 1．合併の方式 2．合併の期日 3．新市の名称 4．新市の事務所の位置 5．財産の取り扱い 6．議会の議員の定数及び任期の取り扱い 7．地方税の取り扱い 8．特別職の身分の取り扱い 9．条例・規則等の取り扱い 10．事務組織及び機構の取り扱い |
| | 残された課題について、箇条書きでご記入ください。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道及び農業集落排水施設の使用料の統一 ・保育料の統一 ・国民健康保険税の税率の統一 |